

# 船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和4年4月12日 10時46分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港 高松港玉藻防波堤灯台から真方位014°550m付近 (概位 北緯34°21.9′ 東経134°03.2′)
インシデントの概要	旅客フェリー第一こくさい丸は、入港操船中、船体が傾斜して運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和4年5月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー 第一こくさい丸、696トン
船舶番号、船舶所有者等	140554、国際両備フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約5～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～0.7m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、売店職員2人及び旅客38人を乗せ、車両9台を搭載し、香川県小豆島町池田港を出港し、高松港灯浮標付近で、左回頭して高松港公共埠頭フェリー岸壁（以下「本件フェリー岸壁」という。）に向けた際、右傾斜（2°～3°）した船体が元に戻らなくなった。</p> <p>船長は、主機を中立運転として本船の状況を確認したところ、車両甲板右舷船首側に多量の海水が浸入し、右舷船首側にある2か所の排水口（内径約60mm）からの排水が追いつかず、車両甲板内に滞留（右舷舷側端部の最大深さ約35cm）していることが分かり、一等航海士に指示して右舷側の船外出口ドアを開放させて滞留した海水を船外に排出させた。</p> <p>本船は、船体傾斜が元の状態に戻り、異常が認められなかったため、予定時刻より約8分遅れで本件フェリー岸壁に着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、船首ランプウェイを調査したところ、船首ランプウェイ右舷側下端部のゴム製波抑えパッキンに経年劣化による脱落（長さ約20cm～30cm、幅約5cmの脱落部が3～4か所）及び隙間（長さ約1m、幅約1.5cm）を生じていることが分かり、修理された。</p> <p>本船は、令和4年3月中旬ごろ車両甲板右舷船首部に海水の浸入跡が認められたので、4月下旬の定期検査時に船首ランプウェイ下端部</p>

	<p>のゴム製波抑えパッキンの点検、修理等を行う予定であった。</p> <p>本船は、平成19年5月進水時から船首ランプウェイ下端部のゴム製波抑えパッキンが交換されておらず、定期検査時の漏水検査では漏水が認められていなかった。</p> <p>船長は、出航後、本件フェリー岸壁と船首ランプウェイとの高さ調整の目的で、フォアピークタンク及び1番バラスタンクに張水し、船首ランプウェイ下端部の海面高さを約1mとしていたので、船体が左回頭時に右舷傾斜し、船首ランプウェイ右舷側下端部が波切りで高まった海水の中に没した際、海水が車両甲板内に浸入したと、本インシデント後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、令和4年3月中旬ごろ車両甲板右舷船首部に海水の浸入跡が認められていた中、バラスタンク等に張水して船首ランプウェイ下端部の海面高さが約1mとなった状態で、入港操船中、船体が左回頭時に右舷傾斜し、船首ランプウェイ右舷側下端部が波切りで高まった海水の中に没した際、同下端部のゴム製波抑えパッキンに経年劣化による脱落及び隙間を生じていたことから、海水が車両甲板内に浸入して滞留し、右舷傾斜したままの状態となり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>車両甲板内に浸入した海水は、排水口からの排水が追いつかないほど多量であったことから、滞留したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、令和4年3月中旬ごろ車両甲板右舷船首部に海水の浸入跡が認められていた中、バラスタンク等に張水して船首ランプウェイ下端部の海面高さが約1mとなった状態で、入港操船中、船体が左回頭時に右舷傾斜し、船首ランプウェイ右舷側下端部が波切りで高まった海水の中に没した際、同下端部のゴム製波抑えパッキンに経年劣化による脱落及び隙間を生じていたため、海水が車両甲板内に浸入して滞留し、右舷傾斜したままの状態になったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>本船の船舶所有者は、本インシデント後、乗組員に対し、船首ランプウェイ下端部のゴム製波抑えパッキンの点検を定期的に行うとともに、高松港灯浮標付近を通過するまでは、船首ランプウェイ下端部が海中に没しないようにバラスタを調整し、同灯浮標通過後、最終的な本件フェリー岸壁とのバラスタ調整を行うよう指示した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者及び船長は、日頃海水の浸入がない場所で海水の浸入跡を認めた際には、速やかに海水の浸入経路を調査し、必要に応じて修理等を行うこと。</li> </ul>